



札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第35号

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。